

# 静岡ガス奨学金制度

## 募集要項

静岡ガス株式会社

静岡市駿河区八幡1-5-38

電話 (054) 284-4141

◆ 応募の資格

- (1) 静岡県内にキャンパスを設置する大学に在学する学部学生および大学院生
- (2) 向学心に燃える者であって学資等の支弁が困難と認められる者

◆ 採用人数

最大5名

◆ 奨学金

- (1) 金額 月額50,000円（年間600,000円）
- (2) 支給期間 1年間（ただし、退学等の場合を除く）
- (3) 支給方法 毎月18日（金融機関が休日の場合は後営業日）に指定の口座に振込支給
- (4) 返還義務 なし

◆ 応募の手続き

- (1) 提出書類 静岡ガス奨学金申込書、論文および成績証明書  
（成績証明書は新入生については不要）
- (2) 論文 ・テーマ  
「自分自身の将来像について～私が地域社会に貢献できること～」  
将来どのような形で地域に貢献したいか。その実現のために、勉強や研究活動において何に取り組み、どう生かすか、宣言する形としてください。  
・1,000字程度（A4版横書き）
- (3) 提出先 各大学 奨学金担当課まで（提出方法は、各大学の指示に則る）

◆ 選考方法

- (1) 選考方法 各大学から推薦された者の中から、書類、論文審査並びに静岡ガス奨学金委員会委員による面接にて選考します。
- (2) 面接 大学を通じて、対象者に面接期日をご案内します。静岡ガス株式会社本社（静岡市駿河区八幡1-5-38）にて行います。

◆ 選考結果

大学を通じて、奨学生に選ばれた方に文書で通知します。

◆ 奨学生の義務

- (1) 期中報告として10月～12月の間に、期末報告として翌年3月に、学業および生活の現況報告すること。報告がない場合、支給を停止させていただきます。
- (2) 7月に奨学生認定証授与式、翌年3月に奨学生の皆様の1年間の勉強や研究活動についての意見交換会を静岡ガス本社にて開催予定です。学業に支障のある場合を除いて、これに出席すること。
- (3) 下記に該当する場合、速やかに大学を通じて静岡ガスへ届け出ること。
  - ①休学、長期にわたって欠席、退学をするとき
  - ②停学処分を受けたとき
  - ③奨学金受給を辞退するとき
  - ④採用時に届け出た情報（氏名、現住所、帰省先住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

◆奨学生の資格喪失

次の事由に該当した場合、奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 退学したとき
- ③ 所定の報告を怠ったとき
- ④ 品行を乱し、社会通念上著しく不良であるとき
- ⑤ 反社会的勢力と何らかの係わりを有することが判明したとき
- ⑥ 前各号のほか、奨学生として不相当と認められる事由が生じたとき

◆その他

- (1) 提出いただいた書類は、返却いたしません。
- (2) 提出いただいた書類・個人情報は、本奨学金制度に関してのみに使用します。必要に応じて、現住所および帰省先、保護者連絡先に連絡する場合があります。
- (3) 採用された奨学生は、静岡ガス株式会社や静岡ガスグループ各社に入社する義務も、優先権も生じません。
- (4) 本募集要領に記載のない事項は、静岡ガス奨学金支給規程により取扱います。

◆ 問合せ先

各大学奨学金担当課まで